

多文化共生理解促進事業委託業務仕様書

この仕様書は、長野県（以下「委託者」という。）が行う多文化共生理解促進事業委託業務（以下「本業務」という。）を委託するに当たり、その仕様等に関し必要な事項を定めるものである。

1 業務名

多文化共生理解促進事業委託業務

2 目的

長野県における外国人住民数は、令和7年12月末時点で約5万人と過去最高を記録しており、地域社会、職場、学校等において外国人住民と接する機会が増加している。今後も外国人県民の地域への定着が進むことが見込まれる中、文化的背景や価値観の違いによる誤解や隔たりを防ぎ、安心して暮らせる地域社会を実現するためには、外国人県民と日本人県民が対話を通じて互いの考えや生活背景を知り、理解を深める機会を創出することが重要である。

そのため、「多文化共生×アート」をテーマに在留外国人や多文化共生を題材とした映画の上映と鑑賞後の対話会を開催し、外国人県民と日本人県民の対話による相互理解を促進することにより、誰もが地域社会の一員として安心して暮らせる地域社会の実現を目指す。

3 基本方針

- ・映画鑑賞そのものを目的とするのではなく、映画を共通の題材として外国人県民と日本人県民が対話し、相互理解を深めることを事業の中心に据えること。
- ・外国人県民及び日本人県民の双方が安心して参加し、それぞれの立場から発言・交流できる環境を整えること。
- ・対話のテーマ、進行方法、参加者の組合せ、ファシリテーションその他対話を効果的に行うための方法については、事業者の専門的な知見、経験及び創意工夫を生かした提案に基づき実施すること。
- ・事業の実施前後における参加者の意識等の変化を適切に把握し、本事業による効果、課題及び今後の展開を検証できる企画とすること。

4 関係法令等

本業務の実施に関しては、本仕様書及び企画提案書によるほか、次に掲げる関係法令等を遵守すること。

- （１）長野県財務規則（昭和39年長野県規則第8号）及び諸規則
- （２）委託契約書
- （３）個人情報の保護に関する法律その他個人情報保護に関する関係法令
- （４）著作権法その他著作権、肖像権及び知的財産権に関する法令
- （５）その他本業務に関係する法令、条例、規則及び通達

5 委託期間

契約締結日から令和9年2月19日まで

6 履行場所

長野県伊那文化会館小ホール及び上田文化会館ホール・中央公民館会議室

7 実施概要

項目	内容
対象者	外国人県民、日本人県民その他本事業の趣旨に関心を有する者
開催回数	映画上映及び鑑賞後の対話の会を2回開催する。
第1回	令和9年1月9日（土）午後／長野県伊那文化会館小ホール／上映作品『ニホンジン』（2025年／監督：セリア・カトゥンダ／制作国：ブラジル）
第2回	令和9年1月31日（日）午後／上田文化会館ホール・中央公民館会議室／上映作品『ニホンジン』（2025年／監督：セリア・カトゥンダ／制作国：ブラジル）
内容	各回とも、映画上映、趣旨説明、鑑賞後の対話の会及び事業効果の検証等を実施する。
参加規模	各回50名程度を基本とし、会場の収容人数、対話の方法及び安全な運営を踏まえて委託者と協議の上決定する。
参加費	原則として無料とする。

8 業務内容

受託者は、次に掲げる業務を実施する。なお、本仕様書に示す内容は、本業務の目的達成のために必要な基本的条件を示すものであり、特に下記（３）「各上映会の企画」、（４）「対話の会の企画・運営」及び（９）「効果検証の企画・実施」については、事業者の専門的な知見、経験及び創意工夫を生かした具体的な提案を求める。提案内容については、契約締結後、委託者と受託者が協議の上、実施内容を決定する。

（１）事業全体の企画・運営管理

- ・事業目的、対象者及び2回の開催内容を踏まえ、事業全体の実施計画、工程表、実施体制及び連絡体制を作成すること。
- ・契約締結後速やかに委託者との初回打合せを行い、役割分担、意思決定方法、確認期限等を整理すること。
- ・事業終了まで、進捗、課題及びリスクを管理し、必要に応じて改善策を提案すること。

（２）映画上映に係る権利処理及び素材手配

- ・『ニホンジン』について、上映権者又は配給会社を確認し、2回分の上映許諾の申請、上映料の支払い、上映素材の手配及び返却等を行うこと。
- ・上映回数、入場料の有無、定員、会場、広報方法その他の条件を権利者に正確に伝え、許諾条件を遵守すること。
- ・上映素材の形式、画面比率、音声、字幕、必要機器等を事前に確認し、会場設備との適合確認及び上映テストを行うこと。
- ・ポスター、ロゴ、場面写真、予告編等の広報素材について使用許諾及び使用条件を確認し、適正に使用すること。
- ・上映許諾その他の権利処理に関する記録を整理し、委託者の求めに応じて提示すること。

（３）各上映会の企画

- ・上映作品のテーマ、参加者層及び開催地域の特性を踏まえ、映画上映から対話の会までを一体とした各回の構成、時間配分、登壇者の活用等について、事業目的の達成に効果的な方法を提案すること。

- ・第1回の企画は、伊那市地域創造課人権男女多文化共生係及び伊那市集落支援員と、また第2回の企画は、上田市人権共生課多文化共生担当と主に調整を図ること。
- ・監督、出演者、有識者、地域活動者等の登壇を企画する場合は、委託者と協議の上、出演交渉、謝金・旅費の調整及び当日の進行管理を行うこと。
- ・開催日、開催場所又は開催内容の変更が必要となった場合は、事前に委託者と協議し、承認を得ること。

(4) 対話の会の企画・運営

- ・映画鑑賞後に、外国人県民と日本人県民が、映画から得た感想や気づきを起点として、それぞれの生活背景、価値観、地域で暮らす上での思い等を共有し、相互理解を深める対話の会を実施すること。
- ・対話のテーマ、問いの設定、進行方法、時間配分、参加者の組合せ、グループ編成、ファシリテーター等の配置・役割その他対話の設計について、参加人数、言語状況、上映作品の内容及び開催地域の特性を踏まえ、効果的な方法を具体的に提案すること。
- ・外国人県民及び日本人県民の双方が安心して発言し、特定の立場から一方的に説明・理解を求める場とならないよう、対等な立場で対話できる環境づくり及び運営上の工夫を提案すること。
- ・言語面への配慮が必要な参加者を含め、参加者同士の対話が円滑に進むよう、やさしい日本語その他必要なコミュニケーション支援の方法を提案すること。
- ・必要に応じ、県の日本語交流員及び地域共生コミュニケーターの活用を検討すること。
- ・発言を強要せず、差別的又は攻撃的な発言を防止するなど、参加者が安心して対話できる運営上のルールを設けること。
- ・対話で出された主な意見、気づき及び課題を、個人が特定されない形で記録し、事業効果の検証及び今後の施策検討に活用できるよう整理すること。

(5) 広報及び参加者募集

- ・2回の開催を見通し、外国人県民及び日本人県民の双方の参加につながる効果的な広報計画及び募集方法を提案し、伊那市及び上田市を中心に周知を行うこと。
- ・チラシ、ポスター、Web、SNS、地域情報媒体、関係団体のネットワーク等を組み合わせ、外国人県民及び日本人県民の双方に情報が届くよう工夫すること。
- ・広報物及び広告の内容は、掲載又は配布前に委託者の確認を受けること。
- ・申込受付、参加者名簿の管理、参加案内、定員超過時の対応及び欠席連絡への対応を行うこと。

(6) 多文化共生の視点を踏まえた参加環境の整備

- ・外国人県民及び日本人県民その他多様な参加者が事業の趣旨を理解し、安心して参加できるよう、やさしい日本語等を含む分かりやすい情報提供及び参加環境の整備方法を提案すること。
- ・外国人県民、高齢者、障がいのある者、子育て中の者等が参加しやすいよう、配慮すること。
- ・参加者間の交流が円滑に進むよう、会場の雰囲気づくりを行うこと。飲食物を提供する場合は、衛生、アレルギー及び会場ルールに十分配慮すること。

(7) 会場及び当日運営

- ・長野県伊那文化会館及び上田文化会館（ホール・中央公民館会議室）の施設管理者と調整の上、会場レイアウト、附属設備、上映機器、音響・照明設備、控室、受付場所、搬入出の方法等を確定すること。
- ・長野県伊那文化会館小ホールの会場使用料及び附属設備使用料等については、信州アーツカウンシルとの共催により無料となる見込みである。一方、上田文化会館ホール及び中央公民館会議室の会場使用料及び附属設備使用料等については、県主催事業に係る減免措置が適用

される見込みであるが、費用負担が生じる予定である。受託者は、各施設の使用条件及び使用料等を確認の上、必要な申請手続及び費用の支払を行うこと。

- ・運営マニュアル、進行台本、役割分担表、緊急連絡網及び事故・災害時の対応方針を作成すること。
- ・当日の会場設営、受付、誘導、司会、上映機器操作、対話の進行補助、効果検証に係る調査の実施・回収、撤去及び原状回復を行うこと。
- ・上映前に、上映素材並びに映像、音声、字幕等が正常に動作することを確認し、上映に支障が生じないよう必要な対応を行うこと。また、機器の不具合等に備え、代替対応を準備すること。
- ・参加者、登壇者及びスタッフの安全確保並びに個人情報及び肖像権への配慮を徹底すること。

(8) 関係団体等との連絡調整

- ・委託者、伊那市、伊那市地域創造課人権男女多文化共生係、伊那市集落支援員、上田市人権共生課多文化共生担当、信州アーツカウンシル、長野県伊那文化会館、上田文化会館ホール・中央公民館会議室、地域国際交流団体、上映権者、登壇者等との連絡調整を行うこと。
- ・打合せを行った場合は、決定事項、継続課題、担当者及び期限を記録し、速やかに委託者と共有すること。

(9) 効果検証の企画・実施

- ・本事業への参加によって、外国人県民及び日本人県民の双方を含む参加者の意識や認識にどのような変化が生じたかを把握できるよう、事業参加前と参加後を比較できる効果検証方法を具体的に提案し、実施すること。
- ・調査項目は、多文化共生に対する理解、異なる文化的背景を持つ人への理解や関わり方、相互理解への意識、地域での交流・行動意向等、本事業の目的に照らして効果を把握できる内容とすること。
- ・調査手法については、アンケートに限定せず、事前・事後調査、同一又は対応する設問による比較、対話で出された意見・気づきの整理その他、参加者への負担にも配慮しつつ、変化を可能な限り客観的かつ分かりやすく把握できる方法を提案すること。
- ・外国人県民及び日本人県民それぞれの意識や気づきを把握できるよう、参加者の属性等を踏まえた集計・分析方法を提案すること。ただし、個人が特定されないよう十分配慮すること。
- ・2回の実施結果を比較・統合し、事業目的に対する成果、課題、改善点及び今後の展開について分析すること。
- ・具体的な調査項目、実施時期、回収方法、集計・分析方法等は、企画提案の内容を踏まえ、事前に委託者と協議の上決定すること。

(10) 報告書の作成

- ・各回の実施概要、参加者数、広報実績、当日の記録、効果検証の結果、対話で出された主な意見、成果、課題及び今後の展開を整理した報告書を作成すること。
- ・報告書案を委託者に提出し、確認及び必要な修正を経た上で、委託期間内に完成版を提出すること。

9 想定スケジュール

項目	内容
契約締結後	初回打合せ、実施計画、工程表及び実施体制の作成
令和8年11月	上映権等の確認、企画調整、関係者打合せ及び広報計画の策定

項目	内容
令和8年11月～ 令和9年1月	広報・参加者募集、会場・運営準備及び上映テスト
令和9年1月9日	第1回『ニホンジン』上映及び対話の会（長野県伊那文化会館小ホール）
令和9年1月～ 2月	第2回の広報・参加者募集、会場・運営準備及び上映テスト
令和9年1月31日	第2回『ニホンジン』上映及び対話の会（上田文化会館ホール・中央公民館会議室）
令和9年2月19日	効果検証結果の集計・分析、意見整理、報告書作成及び成果品提出

※上記は想定であり、契約締結後、委託者と受託者が協議の上、詳細な工程を定める。

10 委託者への報告及び協議

- ・契約締結後速やかに、事業実施計画書、工程表、実施体制図及び連絡先一覧を提出すること。
- ・業務の進捗状況について、原則として月1回以上報告するとともに、委託者の求めに応じて随時報告すること。
- ・主要な出演者、広報物、対話の進行方法、効果検証方法、予算配分その他重要事項は、企画提案の内容を踏まえ、事前に委託者と協議し、承認を得ること。
- ・事故、苦情、個人情報漏えい、著作権上の問題その他重大な事案が発生し、又は発生するおそれがある場合は、直ちに委託者へ報告し、指示を受けること。

11 成果品

受託者は、次に掲げる成果品を、委託期間内に委託者へ提出すること。提出方法及び部数は、委託者と協議して定める。

- ・事業実施報告書（編集可能な電子データ及びPDFデータ）
- ・各回の実施概要、参加者数、運営体制及び当日進行記録
- ・広報実績及び制作物データ（チラシ、ポスター、Web・SNS用画像、広告等）
- ・参加前後の意識等の変化を含む効果検証結果、集計表、分析結果及び自由記述等の整理
- ・対話の会で出された主な意見、気づき及び課題の記録
- ・実施状況写真（使用許諾を得たものに限る。）
- ・上映許諾、広報素材使用許諾等の手続状況が確認できる資料
- ・その他委託者が必要と認めるもの

12 委託料及び経費

委託料の上限は、金2,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。委託料には、企画・運営管理費、上映料、上映素材手配費、広報制作・広告費、謝金・旅費、附属設備費、運営スタッフ費、アンケート・効果検証費、報告書作成費その他本業務の実施に必要な一切の経費を含むものとする。

13 業務上の留意事項

- ・受託者は、個人情報及び業務上知り得た秘密を適正に管理し、契約目的以外に使用しないこと。

- ・制作物、上映、写真撮影、広報等に関し、第三者の著作権、肖像権、商標権その他の権利を侵害しないよう、必要な確認及び手続を行うこと。
- ・参加者又は関係者を撮影し、広報又は報告書に使用する場合は、本人の同意を得ること。
- ・業務の実施に当たっては、政治的、宗教的又は営利的な勧誘の場とならないよう留意すること。
- ・本業務における制作物及び成果品の所有権及び著作権は、原則として委託者に帰属する。ただし、第三者が従前から権利を有するもの及び受託者固有の知識・技術等については、この限りでない。
- ・成果品に第三者の著作物を使用する場合は、委託者が本事業の広報、報告及び施策検討のために利用できるよう、必要な利用許諾を得ること。

14 その他

- ・受託者は、やむを得ない事情により本仕様書の内容を変更する必要がある場合は、あらかじめ委託者と協議し、承認を得ること。
- ・委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、委託者と受託者が協議し、書面により定める。
- ・本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、委託者と受託者が協議して定める。